

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

### 目次

ページ

### 告 示

○有害図書類の指定

(共同参画社会推進課)

一

○土地区画整理組合の解散の認可

(都市計画課)

二

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

(薬務課)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課)

二

### 公 安 委 員 会

○駐車監視員資格者講習の実施

四

## 告 示

○宮城県告示第八百二十四号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十三年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	上級恋愛ミント 12月号 04593・12	(株)近代映画社
二	雑誌	恋愛天国 12月号	(株)竹書房

冊数	種類	誌名	発行所
三	雑誌	恋愛宣言PINKY VOL.9	(株)秋水社
四	雑誌	恋愛白書バステル 12月号	(株)宙出版
五	雑誌	漫画で分かる本当に気持ちのいい チャンピオンREDいちご VOL.28	(株)宙出版
六	雑誌	16128・11	(株)秋田書店
七	雑誌	劇画マッドマックス 12月号	(株)コアマガジン
八	雑誌	03369・12	(株)竹書房
九	雑誌	ベルベット・キス 3 パピラバズ 1 57622・89	(株)少年画報社
十	雑誌	50035・94 Holy Knight 1 ISBN978・4・86084・748・7	(株)ジーオーティ
十一	雑誌	30歳の保健体育ビュアぴゅあストーリー VOL.1	(株)一迅社
十二	雑誌	50666・44 初恋風味	(株)芳文社
十三	雑誌	50525・69 特選恋愛ファイル 裏制服美女図鑑	(株)芳文社
十四	雑誌	50525・61 愉快で笑える本当の話 過激エッチ大告白	(株)ぶんか社
十五	雑誌	57964・12 おにいちゃん コントロール 2	(株)双葉社
十六	雑誌	50182・17 サムライイーエルオー 12月号	インフォレスト(株)
十七	雑誌	14171・12 黄金のGT 12月号	(株)晋遊舎
十八	雑誌	12259・12 BLACKBOX 12月号	三英出版
十九	雑誌	17843・12 レディース小説クイン VOL.2	サニー出版(株)
二十	雑誌	04750・11 裏モノJAPAN 12月号	(株)鉄人社
二十一	雑誌	01805・12 図解でわかる日本の裏社会	ミリオン出版(株)

二 指定理由

図書類の内容が、一から二十までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、二十一の図書類にあつては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第八百二十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十三年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

角田市町尻土地区画整理組合

二 事務所所在地

角田市町尻字大坊四十一番地

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

平成二十三年十一月八日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十三年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビルリン酸塩七五ミリグラム） 五十四万四千カプセル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部薬務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十三年十月十八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目五番一号

五 契約金額 九千六百五十三万二千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の

二 第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量

(一) 除雪グレーダ（三、七メートル級） 一台

(二) 除雪グレーダ（三、一メートル級） 二台

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限

(一) 1の(一)の購入物品 平成二十四年三月二十九日（木）

(二) 1の(二)の購入物品 平成二十四年三月二十九日（木）

4 納入場所 各土木事務所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十三年十一月二十一日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の作成等

1 入札書の作成 入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものことに作成すること。

2 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、宮城県物品等電子調達実施要領（平成十九年六月一日施行）（以下「要領」という。）第五第一項に規定する宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）の利用者の登録（以下「利用者登録」という。）を行った者又は利用者登録及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得して要領第五第二項に規定するICカード登録を行った者は、入札書及び入札説明書に定める必要書類（以下「入札書等」という。）をシステムにより提出することができる。

(三) 前号のICカード登録を行った者以外の者及びICカード登録を行った者のうち紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

3 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県出納局契約課物品班（担当 加納 洋美 電話〇二二・二二一・三三三三）

4 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十三年十一月二十一日（月）まで3あて申し出ること。

5 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年十一月二十二日（火）から平成二十三年十一月二十八日（月）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- (二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年十一月二十八日(月)までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- (三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 6 入札書の提出期限等
  - (一) システムを用いて入札する場合
    - 入札期間 平成二十三年十一月三十日(水)午前九時から平成二十三年十二月一日(金)午後五時まで
    - (二) 書面により入札書を提出する場合
      - イ 日時 平成二十三年十二月一日(金)午後五時
      - ロ 場所 3に同じ
      - ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により入札の日の日時までには到達するものとする。ただし、入札書を持参する場合は、7の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
      - ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
  - 7 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十三年十二月五日(月)とし、開札の時刻及び場所は
    - 一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。
    - (一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時 宮城県庁舎二階第一入札室
    - (二) 一の1の(二)の購入物品 午前十時二十分 宮城県庁舎二階第一入札室
- 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
- 五 その他
  - 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
  - 2 入札保証金 財務規則(昭和三十一年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十一号)第二条の規定による。
  - 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
  - 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
  - 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか

免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

6 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured:

- ① Snow Removal Grader (3.7-meter class) (1)
- ② Snow Removal Grader (3.1-meter class) (2)

2 Deadline for Delivery:

- ① Thursday, March 29, 2012
- ② Thursday, March 29, 2012

3 Place of Delivery: Each Public works office.

4 Deadline for Bid: Friday, December 2, 2011, 5:00 p.m.

5 Contact Person: Hiromi Kanou, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3332

6 Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese Yen only

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第108号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イ及びロに規定する駐車監視員資格者講習等について、確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条の規定により、次のとおり実施する。

平成23年11月15日

1 実施日時

(1) 講習 平成24年1月18日(水)及び同月19日(木)の2日間

宮城県公安委員会委員長 檜山 公夫

<p>各日午前 8 時 45 分から午後 5 時まで</p> <p>(2) 考查 平成 24 年 1 月 26 日 (木) 午前 9 時から同 10 時まで</p> <p>2 実施場所</p> <p>(1) 講習 宮城県仙台市青葉区上杉 3 丁目 3 番 1 号 パレス宮城野</p> <p>(2) 考查 宮城県仙台市青葉区上杉 3 丁目 3 番 1 号 パレス宮城野</p> <p>3 駐車監視員資格者講習の受講手続</p> <p>(1) 申込書類 ア 駐車監視員資格者講習申込書一通 駐車監視員資格者講習申込書 (以下「受講申込書」という。) は、平成 23 年 12 月 12 日 (月) から平成 24 年 1 月 6 日 (金) の午前 9 時から午後 5 時までの間に、宮城県警察本部交通部指導課及び宮城県内の各警察署交通課において配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日 (国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に定める休日をいう。) を除く。 イ 写真 1 枚 (申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもの。)</p> <p>(2) 申込期間 平成 23 年 12 月 12 日 (月) から平成 24 年 1 月 6 日 (金) の午前 9 時から午後 5 時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。</p> <p>(3) 申込先 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号 宮城県警察本部交通部指導課</p> <p>(4) 申込方法 本籍、住所、氏名、生年月日及び勤務先その他連絡先を記載した受講申込書を前記③の申込先に提出又は郵送すること (郵送については、平成 24 年 1 月 6 日までの消印のあるものに限り返し、郵送する。)</p> <p>(5) 手数料 19,000 円相当額の宮城県収入証紙を受講申込書の裏面に貼付すること。</p>	<p>なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。</p> <p>4 携行品</p> <p>(1) 駐車監視員資格者講習受講票 (駐車監視員資格者講習日まで受講申込書に記載の住所あてに郵送する。)</p> <p>(2) 筆記用具 (講習用テキストは駐車監視員資格者講習日に配布する。)</p> <p>5 合格発表 駐車監視員資格者講習修了審査終了後、当該修了審査会場において、合格者の受講番号を掲示する。</p> <p>なお、合格者には、当日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付し、駐車監視員資格者証の交付申請手続について教示する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 駐車監視員資格者講習は、道路交通法第 51 条の 13 第 1 項の駐車監視員資格者証の交付を受けるための講習であり、2 日間 (14 時間) の講習を受講後、修了審査 (1 時間) に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。</p> <p>(2) 駐車監視員資格者証の交付を申請しようとする者は、当該申請に係る手数料 (9,900 円) が別途必要である。</p> <p>(3) 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 2 号に掲げるいずれかの事項に該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。</p> <p>(4) 駐車監視員資格者証の交付を受けても、道路交通法第 51 条の 8 第 1 項に規定する確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動できない。</p> <p>(5) 受講人数は、40 名を予定しているため、申込期間中であっても定員に達したときは、申込受付を締め切る場合がある。</p> <p>7 受講に関する問い合わせ先 宮城県警察本部交通部指導課駐車対策係 電話 022 - 221 - 7171 内線 5143 ~ 5146</p>
---	---